

令和2年度与党税制改正大綱について

本日、「令和2年度与党税制改正大綱」が決定された。

この度の税制改正に当たっては、全国の都市自治体において少子高齢化社会への対応や国土強靱化の推進、さらには地方創生への取組などの諸施策を積極的に進める中、都市財政に影響を及ぼす多くの課題が含まれていたところであるが、取りまとめにあられた与党関係者の方々のご尽力に心から敬意を表するとともに、様々な面において地方にご配慮いただき、感謝申し上げます。

ゴルフ場利用税については、本税が地方の行政サービスに対する受益者負担としての性格を有することや生涯スポーツの振興にも十分配慮していること等が理解され、非課税対象年齢の拡大が行われることなく現行制度が堅持されることとなり、与党関係者の方々のご尽力に感謝申し上げます。

本税がゴルフ場所在の都道府県及び市町村の貴重な財源であることを踏まえ、将来にわたり現行制度が堅持されるよう、強く求めるものである。

電気供給業に係る法人事業税の収入金額課税の見直しについては、大半を収入金額課税としつつ、資本金1億円超の法人の課税方式について付加価値割及び資本割を組み入れることにより外形標準課税を維持し、一定の代替財源を確保するなど、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響が考慮されたものと考えている。

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題への対応については、近年、所有者不明土地や空き家が全国的に増加し、都市自治体においても所有者の特定に多大な時間と労力を費やしている中、迅速かつ適正な課税に向けて大きな進展となったものであり、高く評価するものである。

令和元年 12 月 12 日

全国市長会
会長 立谷 秀清